

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 沼 谷 純

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。